

金銭の下賜事例から見る前漢期の社会

中川 祐 志

一・序章

現代の日本社会にて、四大礼式（冠婚葬祭）や、人生の通過儀礼時（入学や卒業、就職や退職）に行なわれる金銭の授受は、人間関係を円滑化させる重要な要素の一つである。そして、金銭授受における金額の多寡は、与える側と与えられる側の社会的立場や親疎関係を表わす指標ともなっている。

このように人間関係を円滑化させ、かつ自身の社会的立場を如実に表わす慣習の起源は不明確であるが、『史記』や『漢書』には「賜金」や「賜銭」という語句が頻繁に見られることから、前漢期には既に行なわれていたことが窺い知れる。これらの事例のなかには、内実が具体的に判別できない事例もあるが、香奠や退職金など意図が明確な事例もある。

ただし、『史記』や、とくに『漢書』が国家的視点で編纂されている性格上、事例の大部分が皇帝からの下賜事例となっている。だが、丹念に両書の条文を読むと、官僚同士での金銭授受の事例や、皇后や諸侯王が官僚に金銭を与えている事例も管見できる。

私は両書に見られる金銭授受の事例を検討した結果、文帝期から始められた制度が宣帝期に規定化されたり、または大きく改変されたことを導き出すことができた。本稿は、宣帝期に変更された事例を具体的に検討し、前漢時の社会状況の一断面を明かにしたい。

二・先行研究

漢代における金銭の下賜や授受の事案について、古くは加藤繁氏が漢代の賞賜を十通りに分類し、大官の退任時や卒去時、または皇帝の即位時や崩御時、国家の慶事や瑞祥出現時に賞賜が行なわれたと説明されている⁽¹⁾。

七十年代には、佐伯富氏が在職中に官僚が死去した場合、特別に金品を下賜して葬儀の金銭的負担を助ける慣習があったと説明されている。氏によると、「賻贈」とは氏族保存の必要から発生したもので、君主権の強大化とともに政治的にも利用され始め、政治制度の中に取り入れられることになり、「君主の臣下に対する恩恵を示すものとして制度化された」と結論づけられている⁽²⁾。

二〇〇〇年代には、高村武幸氏が『尹灣漢墓簡牘』の「贈銭名籍」と呼ばれる木牘番号七簡と八簡の内容に着目し、漢代の地方官吏は遠方や都長安への公務出張が決まった場合、同僚の官吏達は数百銭の餞別を贈る慣習があったと説明されている。氏によると、漢代の官吏にとって餞別とは、第一義に出張に伴う経済的負担の軽減という目的はあったが、それ以上に自己の出張に際して餞別を贈ってくれた人数の多寡こそが、自身の有する社会的権威の尺度であった。したがって、餞別は官吏が自身の体裁を保つための必要不可欠な出費であったと結論づけられている⁽³⁾。

このように、漢代の官僚達にとって、贈贈や餞別のような金銭の授受は、法令の規定や慣習として日常行為的に彼らの身近にあったようだ。

そして、これらの先行研究の成果を参考にされながら、近年、柿沼陽平氏が『中国古代貨幣経済研究』という大著を発表され^四、中国古代社会における黄金や銅銭、または物財として使用されていた布（麻織物）や帛（絹織物）の等価値や非対称性などを検討し、黄金や銅銭・布帛が持つ価値関係を明らかにされ、漢代の経済史に一盞燈をあてられている。

氏の研究によると、漢朝は経済的用途や状況に応じて下賜品を使い分けており、「黄金が」賜与物としての銭よりも常に選好されていたわけではなかった」と論じられている。例として、丞相などの高官が退職したさいは黄金が下賜されているが、皇帝陵への徙民政策では転居した人々に銅銭しか下賜していない。この理由として、氏は国家に黄金の備蓄が少なかったことと、銅銭は実用性が高く小口の取引に適していたからではないかと推測されており。とくに後者については、自然災害で死亡した被災者の遺族に棺購入用の「棺銭」として、または死体と一緒に埋葬する「瘞銭」にも銅銭が下賜されている事例からも窺い知れると論じられている。

確かに、これらの事例からして、漢代は黄金と銅銭の下賜を使い分けていたのである。だが残念なことに、氏は中国古代の経済や流通過程に焦点を当てて論述されているため、黄金や銅銭が下賜された政治的理由について論及されておられない。

私が考えるに、皇帝から官僚への物品下賜は本質的に流通を主目的としていたとは考えがたく、そのうえ高位官僚はともかく、下位官僚が皇帝に下賜物品を限定的に要求することも考えられない。したがって、皇

帝から官僚に物品を下賜するということは、あくまでも政治施策の一つとして捉える必要があるのではなからうか。このような観点に基づいて、黄金や銅銭または布帛が下賜された理由を検討した結果、多分に皇帝の政治的意図が反映されていたことが浮かび上がってきた。そのうえ、既述したように宣帝期を境にして多くの事例が政策として規定化されたり、改変されている。したがって、宣帝期に大きな社会変化が生じたことが想起されよう。この宣帝期に生じた社会変化を探るべく、次項では先ず漢代の黄金と銅銭の価値を検討し、そのうえで個々の事例を検討していきたい。

三. 前漢期の黄金や銅銭を下賜される意味

漢朝の官制や法制の大部分が秦朝の制度を踏襲していることは、先行研究でも指摘されているが、秦朝が約十五年という短命で終わっていることからして、それらの制度には利点よりも欠点が多く、そのため漢朝は利点を活かしつつ、欠点を早急に改善する必要があったことは、改めて説明するまでもない。その改善点の一つが貨幣制度であった。本稿は、皇帝が官僚に黄金や銅銭を下賜する政治的意図を検討することを目的としているため、漢代における両者の価値基準を確認し、官僚が黄金や銅銭を下賜される意味を捉える必要がある。

中国における黄金の使用は古く、殷代には装飾品として、春秋戦国期に至ると貨幣の代わりとして使用されるなど、財物として普遍的な価値を有していた。だが、財物としての普遍的な価値は有していたが、その価値基準は時代によって異なっていたようだ。『漢書』食貨志下には、周代は「貨は金より寶たり」とあるが、秦代は「幣は二等と爲し、黄金

は溢を以て名と爲し上幣とす」との条文が見られる。すなわち、周代は貨幣が黄金より上位に位置していたが、秦代には貨幣より黄金が上位に位置していたことになる。したがって、漢代にも貨幣と黄金の価値関係には、尊卑の概念の存在していたことが推測できよう。

では、実状はどうであったのか。『漢書』食貨志下には「黄金一斤」との条文に、顔師古は「周の制に復し、更めて斤を以て金と名づく」と注を付していることから、漢朝は周制を採用したようだ。このことについて、同書には「黄金は方寸、而して重さ一斤」の条文が見られることから、顔師古が主張する周制とは、黄金の形状や重量を周制に復したものと考えられる。となれば、貨幣と黄金の価値関係もまた周制に復したとの推測も可能で、漢代は貨幣が黄金より上位に位置づけられていたとも考えられよう。

では、銅銭の財物価値について検討したい。通常、金貨にしても、銀貨にしても、その含有量（純度）の多寡により財物価値が決まる。銅銭にしても然り。銅銭もまた、銅の含有量により財物価値が決定するが、それ以上に銅銭が市場に流通するためには、銅銭が貨幣としての価値を有しなければならぬ。

漢朝の貨幣制度の変遷を具体的にしてみると、『漢書』食貨志下に「漢興りて、以て秦錢重くして用い難き」と書かれているように、高帝が半両銭^(五)の重いという実用性問題から民間での榆莢錢鑄造を許可して以降、武帝元狩五年に五銖銭が鑄造されるまでの八十四年間で五回（高后期に半両銭と五分銭、文帝期に四銖銭、武帝期に三銖銭と五銖銭）も改鑄が行なわれている。しかし、五銖銭の発行後は、唐朝が開元通宝を鑄造するまでの約七百年間、一時的な中断はあるものの、銅貨の標準として使用されてきた。そのうえ、食貨志下に「孝武の元狩五年、三

官が初めて五銖銭を鑄てより平帝の元始中に至るまで、錢を成すこと二百八十億萬餘と云う」とあるように、単純計算では年間二億二千万銭という大量の五銖銭が鑄造されていたことになる。したがって、五銖銭発行後の社会状況として、年を追うごとに五銖銭が市場に流通し、それと並行して、物々交換を主体とする自然経済（現物経済）から貨幣経済へ移行していったと考えられる。

この黄金と銅銭の価値関係を検討することは、皇帝が黄金や銅銭を下賜した政治的意図を検討するうえで、非常に重要な意味を持つ。説明するまでもなく、皇帝から恩典として下賜される物品には、実用性が求められる物品と、象徴的な物品の二種類が考えられる。柿沼氏もまた漢代の黄金賜与について「単なる計算手段というよりも、賜与物として選好される性格を有して」おり、「皇帝の威信をおびた『上幣』であり、爵と同じく皇帝に対する奉仕の褒賞として頻繁に賜与された」もので、「経済的に同価値の銭よりも、高い付加価値を持っていた」との見解を示されている。すなわち、氏は黄金が銅銭よりも高い付加価値を持っていたため、皇帝の権威を示す賜物品として選好されたと結論づけられている。したがって、氏は漢代が秦代と同じように、黄金が銅銭よりも高い価値を有していたと考えられているのだ。

だが、実際には『漢書』に黄金が銅銭より高い価値を持っていたとする条文は見られず、逆に食貨志下には周制に復したと書かれていることから、貨幣のほうが黄金より高く評価されたと考えられるほうが妥当である。そのうえ、『史記』平準書には「一黄金一斤」と、また『漢書』食貨志下には「黄金の重さ一斤は錢萬に直す」との条文が見られることから、漢代では「黄金一斤＝一万銭」という固定的な価値関係を存していたことが窺える。この価値関係は、『漢書』の列伝にも散見されてい

る。例えば、王莽伝上の平帝元始三年には「皇后を聘するは黄金二萬斤、爲ち錢二萬萬」とあり、また東方朔伝には董太后が寵愛する董偃の交際費として中府に「一日金は百斤に滿ち、錢は百萬に滿ち、帛は千匹に滿つれば、乃ち之に白せ」と命じている。後者の場合、一定の目安として百斤や百万錢と設定したとも考えられるが、両文の内容が平準書や食貨志の内容と一致していることに注意をすべきである。そのうえ、佐伯氏は「賻贈」が黄金一百斤か銅錢一百万枚を定額として与えられていたことを説明されておられることから、少なくとも漢代には黄金一斤＝銅錢一萬枚という概念があったことは間違いないであろう。

しかるに、この「黄金一斤＝一萬錢」という価値関係について、柿沼氏は『張家山漢簡』算数書には「黄金一斤＝五〇四〇錢」と、また『九章算術』均輸編には「金一斤＝六二五〇錢」と、同じく盈不足編には「金一斤＝九八〇〇錢」との条文があることから、「戦国秦漢時代における錢と黄金の比価は、状況に応じて固定官価、『平賈（正賈）』、もしくは実勢価格によって測定され、常に固定されていたわけではなかった」と述べられている。

このように、『張家山漢簡』や『九章算術』の内容から、漢代の黄金と銅錢の関係は固定化されておらず、氏が述べられるように『漢書』の諸々に見られる「黄金一斤＝一萬錢」と考えることは間違いなのである。この点について、私は氏の説明に疑問を抱いてならない。『漢書』食貨志下の条文からも理解できるように、現実的に考えて銅錢と黄金の価値関係は、時代や王朝により両者の関係には上下・尊卑の変化があり、それは二百年にも及ぶ一王朝内でも価値の上下・尊卑の変化が生じたはずである。そのため、確かに漢代を通じて「黄金一斤＝一萬錢」という固定価格があったとは考えにくい。だが、経済概念には普遍的な価値基

準があることも無視できない。そして、この普遍的な価値基準は現実的な価値関係ではなく、あくまでも概念的なものであり、相場的な経済概念である。そのため、『張家山漢簡』や『九章算術』に書かれているからとして⁽²⁾、一概にその内容に束縛されるものではないはずである。とくに、『九章算術』は計算練習書の類であることにも留意する必要がある。故に『漢書』に見られる「黄金一斤＝一萬錢」は、あくまでも概念的な価値関係であったと考えるべきであろう。

以上のことから導き出される結論として、黄金や銅錢は褒賞として重要な要素を附帯しており、両者には官民を問わず共通する価値基準を存していた。したがって、皇帝から黄金や銅錢を下賜されることは、功績や労働の対価として象徴的な財物の普遍的な共通概念を有しており、黄金や銅錢を下賜されることで、官僚としての権威を示すことも可能となる。また、黄金と銅錢には概念的な等価基準があり、黄金が市場通貨としての使用が制限されたとしても、銅錢に換金することで市場にての使用が可能となる。故に、皇帝からの黄金や銅錢の下賜は、官僚や庶民の立場からすれば、自身の権威づけのみならず、臨時収入としての意味合いもあつたと考えられよう。

四. 前漢期の金銭下賜事例

柿沼氏は自著の巻末に「秦・前漢・新における錢と黄金の授受」と「秦・前漢・新における布帛の授受」の二表を付されている。この表によると、氏は前漢期の金銭授受を、賜与（九十五例）・軍功（十七例）・策略（五例）・慶事（十四例）・葬送（十三例）・陵墓造宮（一例）・遺詔（五例）・徙民（四例）・聘物（六例）・巡幸（一例）・国外（六例）・退職

(二十三例)・宗廟火災(一例)・遷職(二例)・分与(三例)、計十四項目一九六の事例に分類されている。

私は氏の分類内容を否定するわけではないが、漢代の金銭授受は非常に複雑で、視点が異なれば、その分類項目も異なることは当然である。例えば、氏は竇太后が長公主嬪に与えた事例を「遺詔」と分類されておられるが、厳密には「詔」とは皇帝の命令を指す語句であり、この事例は竇太后の遺言で賜与していることから、氏の分類に則して言えば「分与」となる。また、高帝が太公の家令に金五百斤を与えた事例では「賜与」に分類されておられるが、この事例は太公家令の諫言を嘉して与えていることから、「褒賞」に分類できよう。この二例以外にも、項羽や季布の首級に懸けた褒賞金、南粵王尉佗が使者の陸賈に餞別を贈った事例などは採録されておられない。

このように、漢代の金銭授受の事例を分類した結果、私は十九項目一九九の事例〔賜与(四十一例)・褒賞(四十七例)・策略(二例)・餞別(一例)・香奠(十例)・宴会(六例)・賄賂(七例)・軍功(十八例)・徙民(五例)・遺産相続(二例)・購金(二例)・供出(二例)・聘物(七例)・外交(十二例)・慶事(十一例)・棺錢(五例)・遷職(六例)・退職(十五例)・病氣見舞(二例)〕に分類できた。すなわち、柿沼氏の分類より五項目三事例増えたことになる。本稿は、氏の分類内容の批判が目的ではなく、金銭の下賜事例から前漢期の社会状況を俯瞰するものである。したがって、これ以上、氏の分類について考察は差し控えておきたい。

本項では、私は漢代に行なわれた黄金や銅銭の下賜事例のうち、宣帝期に規定化された制度や改変された制度を検討したい。

①皇帝擁立に対する褒賞

皇帝からの金銭下賜の特殊事例として注意すべきは、皇帝擁立の褒賞事案であろう。前漢期に官僚から擁立された皇帝は文・宣・平^⑦の三帝で、うち文帝と宣帝の賜物品には特段の変化は見られないが、詳細に見てみると、両帝期では二点ほど異なっている。

一点目は、褒賞した官僚の人数である。文帝が黄金や食邑を下賜した人数は七人だが、宣帝が黄金や食邑を下賜した人数は二十五人と、宣帝が賞賜した官僚の人数が、文帝の約四倍へと増加していることである。

二点目は、文帝は功績に応じての差はあるが、七人にはほぼ同額の黄金と銅銭を下賜しているのに対し、宣帝は霍光一人に大部分を下賜していることである。すなわち、文帝期の総額は、黄金が一万三千斤と食邑が二万三千戸である^⑧。宣帝期の総額は、黄金が七千二百斤、銅銭が六千万銭、食邑は三万五千戸以上であるが^⑨、うち霍光には黄金七千斤と銅銭六千万銭が下賜されており、既述した「黄金一斤＝一万銭」の価値基準からすれば、計一万三千斤相当の黄金が下賜されている。したがって、文帝の下賜した黄金の総額が霍光一人に下賜されたことになる。このように、宣帝は文帝の事例を参考にしながらも、その内容を変更している。その理由として多くの要因が挙げられるが、私は宣帝の出自の特異性と官僚権力の肥大化を答えとして挙げたい。すなわち、文帝は擁立された皇帝と雖も高帝の実子で、代王から皇帝に即位しているため、身分的に問題はない。だが、宣帝は巫蠱の乱の首謀者として自殺した皇太子劉捫の孫で、庶民から皇帝に擁立されたため、身分的な問題があった。したがって、宣帝の皇帝権力は脆弱であったと考えられ、文帝よりも多額の金銭や食邑を恩典として賜与する必要性があったはずである。しかし、現実的には下賜された金額が文帝期と同程度に抑えられており、

褒賞人数の比率から考えれば、実質的には宣帝期のほうが安く収められている。そのうえ、黄金は霍光と蔡義の二人しか下賜されておらず、他の二十三人には食邑しか与えられていない。そのため、宣帝期は食邑の下賜が文帝期よりも約一万二千戸以上と、非常に多くなっている。

では、なぜに宣帝期は文帝期より褒賞人数が増加したのであるうか。その理由として、両帝期における官僚体制の完成度に答えを求めたい。皇帝一人で広大な領土と多数の領民を統御することは不可能で、治政を平穩無事に行なうためには行政的資質を有する官僚が必要不可欠である。そのため、文帝以降、景帝、武帝が官僚機構の充実と育成に務めた結果、政策によっては官僚権力が皇帝権力を凌駕していたとも考えられる。

そして、官僚機構は専門性を有すれば有するほど排他的となり、自身の権力を仲間内で専有していく性格が強く見られる。この専有された官僚権力は、幼帝や無能な皇帝が数代も続くと、官僚権力は抑制することができずに益々肥大化し、最終的には皇帝の地位をも左右することになる。宣帝期は先代の昭帝が幼少で即位したため皇帝権力は著しく後退しており、そのうえ宣帝自身も官僚から擁立された皇帝である。その結果、宣帝は二十五人もの官僚達に褒賞を賜与せざるを得なかったのであろう。

このように、文帝と宣帝の論功行賞から、宣帝期における官僚権力が肥大化していた状況が推測できた。逆に言えば、肥大化した官僚組織をいかに統御するかが、宣帝につきつけられた最大の課題でもあったといえよう。

② 皇帝の遺詔

前項で推測したように、宣帝期は官僚権力が肥大化して皇帝権力を凌駕しており、その官僚群の中心的存在が霍光であった。彼は武帝期に匈奴征討で勲功をあげた霍去病の異母弟で、武帝末年の寵臣の一人である。

霍光は武帝の遺詔で幼年の昭帝を輔弼して権力を掌握し、そのうえ孫娘を昭帝の皇后に冊立したことで外戚としての権威も手に入れた。したがって、彼は皇帝に準じる権力と権威を有し、強い反発は予想されるにしても、皇帝位を欲すれば現実的に不可能ではなかったはずである。だが『漢書』には、霍光が皇帝位を欲するような動きは見られず、あくまでも劉氏の皇帝位を守るべき姿勢を貫いている¹⁾。このことは、呂后死後、呂氏が皇帝位を求めて策動した状況と大きく異なっている。ゆえに、文帝期から宣帝期の間、官僚機構の整備以外に何らかの社会状況の変化があったと考えられよう。その変化を読み解く手がかりとして、私は遺詔の有無に着目してみた。

『漢書』で遺詔が確認できるのは、呂后と文・景・武の一后三帝のみで、昭帝以降は一例もない。このことは、『漢書』の編者である班固が意図的に記載しなかったのか、それとも公布自体がなかったのか、または史料に残されていなかったのかなどの理由が考えられるが、私は昭帝以降の社会状況から、遺詔その物が必要なく、作成されても大々的に公布されなかったと推測している。

皇帝が生前、自身の子供や一族の中から皇太子を冊立するのは、自身の権力が円滑に、かつ確実に継承させることを目的としている。だが、皇帝が皇太子を冊立する前に死去した場合、漢代では皇后が皇帝権力を補完し、三公九卿らの高官が合議して皇帝を擁立している。そのため、擁立された皇帝は官僚に配慮せざるをえず、皇帝は自身の生命や地位を守るため、官僚達の既得権益を認め、その権力を保証する必要がある。その反面、皇帝位の継承が円滑に行なわれたときは、皇帝権力の衰退は微弱ですむ。

では、武帝以降の皇帝位継承状況について検討してみたい。武帝以

降、父から子へと皇帝位が継承されたのは昭・元・成の三帝で、また嗣子の無かった成帝は生前に哀帝を皇太子に冊立していることから、正當に皇帝位を継承したのは六帝中四帝で、宣・平の二帝が官僚から擁立されている。したがって、皇帝位継承が必ずしも円滑に行なわれているわけではなく、そのため遺詔の公布が必要であったとも考えられる。だが、『漢書』には採録されていない。この答えとして、皇帝位Ⅱ劉氏という概念が確立されたからではなからうか。

先行研究では、景帝三年の呉楚七国の乱を武力鎮圧した結果、封建諸侯王の政治的影響力が低下した反面、皇帝の權威と権力が飛躍的に増大し、武帝は後庭政治と呼ばれる皇帝親政が行なえたと説明されている。

この先行研究の説明から導き出される結論として、遺詔が必要だったのは皇帝位Ⅱ劉氏概念がいまだ確立していない時期のことであり、皇帝位Ⅱ劉氏概念が確立された武帝期以降では必要なかったのではなからうか。すなわち、呂后を除く三帝が遺詔にて黄金や銅銭を下賜した理由として、父帝が後継者である子供の新皇帝を臣下に託す意図が多分に含まれていた。しかし、劉氏の皇帝位独占が確立した武帝以降は、霍光や王鳳のような権臣でも劉氏から皇帝位を奪うことは不可能となり、劉氏一族内にて皇帝位の継承が円滑に行なわれていく。その結果、遺詔を公布しなくても、劉氏の皇帝位が脅かされる心配はなくなった。

だが、文・景帝の遺詔に見られる特別恩恵の思想は、武帝期以降も継承されている。すなわち、父帝から正當に皇帝位を継承した昭・元・成の三帝は、即位翌年の正月か二月に、上は諸侯王から下は庶民に至るまで黄金や銅銭などを下賜しているのである。この点について、私は昭帝以前と以降の下賜政策の類似点と相違点に着目してみた。

類似点としては、下賜対象者が景帝の遺詔と同じだということである。

すなわち、呂后は諸侯王から郎吏まで、文帝は諸侯王から孝悌・力田までと、下賜対象者は官僚に限定されていたが、景帝は庶民にまで下賜対象者を拡大している。そして、昭帝以降後漢期を通じ金銭は庶民にまで下賜され続けている。

次に相違点であるが、昭帝期以降、死去した皇帝からの恩恵ではなく、新たに即位した皇帝からの恩恵へと変化したことである。このことは、皇帝位Ⅱ劉氏概念が確立したことにより、遺詔の公布が必ずしも必要無くなったことに起因している。遺詔の公布が無くなるということは、遺詔による臨時収入も貰えなくなるため、貧困者が皇帝を厭悪し、社会不安を引き起こす可能性も想像に難くない。そこで、新皇帝は特別給付金を下賜することで、彼らの人心を掌握しようとしたのではなからうか。そして、この政策概念は、国家慶事や瑞祥に対し、黄金や銅銭を下賜した政策にも多大な影響を与えたと考えられる。

③ 国家の慶事と瑞祥報告

始皇帝が創始した皇帝制は問題点が多く、その解決を果たせぬまま秦朝は滅亡した。その未確立な皇帝制を踏襲した漢朝は、皇帝中心の中央集権体制の確立を目指し法律制度などの確立を急いだが、皇后や皇太子の冊立についての細やかな規定は、前漢期を通じ存していなかったようだ。たとえば、武帝の衛皇后や成帝の趙皇后など、微賤の者が皇后に冊立されていることから、皇后の冊立には身分の貴賤が後世ほど問われていない。また景帝は中子の徹を、武帝は末子の弗陵をというように、必ずしも長子が皇帝位を相続していないことから窺い知れる。

しかし、この皇后や皇太子の冊立を、政府は治民政策の一環として利用している。その最たる例が、国家の慶事として臣民に皇室の繁栄を強制的に祝わせる反面、皇帝は牛と酒、そして醢を下賜していることであ

る。この政策の意図は、皇帝が臣民に特別な恩典を下賜することで、彼らの忠誠心を求めたといえる。

そして、この皇后冊立における体系的な政策としての初見は文帝元年三月の事例で、文帝は八十歳以上に米・肉・酒・帛・絮などの実用品を下賜している。次の事例は宣帝元平元年十一月と約一〇五年間も行なわれておらず、そのうえ下賜品も黄金や銅銭などの財物へと変化しているのだ。そして再び皇后冊立時に行なわれた下賜政策は平帝の元始四年二月で、この時は爵と帛が下賜されている。そのうえ、後漢期に至ると皇后冊立時の下賜品が爵と粟に変化していることから、後漢期は皇后冊立時の下賜政策を祖法として重視しながらも、下賜品は現状に合わせたのであろう。

皇太子冊立についても然り。文帝元年正月、景帝七年四月、武帝元狩元年四月の皇太子冊立事例では爵や帛が下賜されたが、宣帝地節三年四月の事例以降(元帝初元二年四月・成帝綏和二年二月)は、爵や帛以外に黄金や銅銭が加えられている。だが、後漢期に至ると皇后冊立と同様に下賜品が爵と粟に変化している。

この皇后や皇太子の冊立時における下賜品の変化から、前漢期の社会状況が垣間見えてくる。すなわち、文帝期の米や肉などの実用品から、宣帝期の黄金や銅銭などの財物へ変化したということは、武帝期に発行された五銖銭が影響していよう。既述したように、武帝元狩五年に五銖銭が発行されて約五十年が経過したことから、発行枚数や市場での流通量が拡大し、財貨としての認知度が官民を問わず高まっていたことを意味している。

そして今一つ注意すべきは、黄金や銅銭の下賜は宣帝期から始まるのではなく、先代の昭帝が元服した元鳳四年正月の事例が最初だということ

とである。したがって、宣帝は昭帝が始めた金銭下賜を、皇后冊立や皇太子冊立などの国家慶事にまで拡大している。

このことは、瑞祥報告に対する金銭下賜の事例と同じである。昭帝始元元年二月、黄鹄が建章宮の太液池に下りた瑞祥を祝して諸侯王・列侯・宗室に金銭を下賜したのが初見だが、民にまで拡大されたのは宣帝本始元年五月からである。以後、元・成帝期と瑞祥が報告されるたびに、恩典として帛・牛・酒・爵などが下賜されている。しかし、成帝元延四年三月を最後に明帝永平十七年五月まで一度も瑞祥は報告されておらず、金銭の下賜も行なわれていない。そして、明帝以降は再び瑞祥が報告されており、そのたびに金銭の下賜も再開されているのである。

これらの事例から、皇后や皇太子冊立などの国家慶事に物品を下賜する政策は文帝期に始められたが、宣帝期に至り体系化されたようだ。また、瑞祥報告を嘉して金銭を下賜する政策も昭帝期から始められたが、これも宣帝期に規定化された。そして、これらの金銭下賜政策は、後漢期に至ると祖法として重視されており、後世に多大な影響を与えている。

④退職金制度

現代では、官庁や企業に就職した人が定年や病気などの理由で職を辞するとき、役職や勤続年数に応じて退職金が支給される。この退職金の支給制度は漢代にも行なわれており、『漢書』では十五件十八人の事例が確認できる。これらの事例で注意すべきは、官僚の辞職に対する褒賞は宣帝以前にも確認できるが、金銭の下賜は宣帝期に始まったことである。

宣帝以前の事例としては、武帝建元元年に郎中令の周仁が退職したとき、二千石の禄扶持が支給された一例のみが確認できる。この武帝期の事例について、大庭脩氏は「武帝以前の人は上大夫の禄を賜い、それ以

後では、黄金・酒・安車駟馬・第宅等を賜わった」との見解を示されている^(十二)。だが、私はこの見解について若干の疑義を呈したい。

『漢書』を読む限り、官僚の退職時に金銭が下賜された最初の事例は、宣帝地節三年に丞相の韋賢に黄金百斤と一区画の邸宅が下賜されたときである。安車と駟馬の下賜もまた、宣帝神爵二年に少府の趙充国の退職時に下賜されたのが初見である。そのうえ、邸宅の下賜は韋賢のみの事例で、他の事例では見られない。これらの事例からして、官僚の退職時に金銭や安車駟馬などを下賜する制度は、宣帝期から始められたとの推測が可能である。

だが、宣帝期に官僚の退職金制度が恒例化されたとしても、その下賜金額までは規定化されていなかったようだ。『漢書』に見られる退職金額を確認すると、五百金（五百万銭を含む）が三例、二百金が二例、一百金が五例、六十金が四例、五十金が二例、二十金が一例、不明が一例と、下賜金額が一定していない。

では、官職によって金額が定まっていたのかというと、それもまた違うようだ。たとえば、丞相の場合は一百金が二人と六十金が一人。御史大夫は一百金が一人と六十金が一人。また、九卿の少府趙充国には六十金だが太常の劉常には一百金と、下賜金額が大きく異なっている^(十三)。

これらの事例から考えて、宣帝期に退職金制度の恒例化されたと推測できるが、下賜金額の差異からして、明確な規定があったとは考えにくく、いまだ制度として確立はしていなかったであろう。

⑤香奠

現代の冠婚葬祭でも、親疎に応じて一定の金額を贈ることが慣習として定められているが、漢代にも賻贈と呼ばれる制度があり、前項で検討した退職金制度と異なり、こちらは下賜金額が規定化されていたようだ。

既掲したが、佐伯氏は『後漢書』羊統伝の「舊典に、二千石が卒官すれば百萬を賻る」との条文に着目され、漢代は二千石の官僚が在職中に死去した場合、銅銭一百万枚が賻として贈られる規則があったと説明されている。

この『後漢書』羊統伝に見られる「舊典」とは、前漢期の法典を指していることは説明するまでもなく、『漢書』何並伝にも「死すれば當に法賻を得べし」との条文が見られることから、前漢期にも「賻贈」が行なわれていたことが窺い知れる。この賻については注が付されており、如淳は「公令には、吏、官に死せば法賻を得」と、また顔師古は「終いし者に布帛を贈るは賻と曰く」と説明している。これらの注からして、両漢期を通じて官僚が在職中に死去した場合、銅銭や布帛を贈る制度があったと考えられる。

では、賻贈の制度は高位官僚のみで、下位官僚には適応されなかったであろうか。この点について、大庭氏は『居延漢簡』の二六七簡と一九簡を詔書の断片とし、その内容から下位官僚にも額の多少はあるが支給されていたと説明されている^(十四)。この氏の説明にしたがえば、賻とは高位官僚から下位官僚までと幅広く下賜されるもので、したがって、退職金制度とは異なり、かなり確立した法体系であったと言える。

次に、運用の実態について検討してみたい。『漢書』には官僚の遺族に黄金や銅銭が下賜された事例が八例（皇帝から六例、諸侯王や列侯から二例）確認できる。うち黄金は五例、銅銭は二例。下賜金額の内訳は黄金一百斤が四例、銅銭一百万枚が二例であることから、羊統伝に見られるように、賻銭は銅銭一百万枚が定額であったと判断できる。特例として、武帝期に奉車都尉の蘇嘉が大不敬を弾劾されて自刎した事例では、銅銭二百万枚と定額よりも二倍の銅銭が下賜されているが、この事例は

武帝の個人的な配慮が加味された特殊事例だと考えられる。他に宣帝期の霍光の事例では、黄金と銅銭の下賜総額は不明だが、宣帝と霍光の関係からして、定額にとらわれていなかったと考えられよう。

この賻制について注意すべきは、宣帝期に変更が加えられていることである。すなわち、宣帝期以降の事例では「其の祭祀を奉ず」との語句が見られるようになり、葬儀の金銭的負担を助ける賻制から、先祖の祭祀代へと下賜目的が変更されている。このことは、中国古代の伝統で、儒家思想が重視する「孝」の概念を色濃く表わす祖先祭祀代へと、名目が拡張されているのである。

そのうえ、宣帝期に祭祀代を下賜された官僚は、右扶風尹翁歸（河東郡平陽県）や大司農朱邑（廬江郡舒県）のような地方出身者が多く見られる。この点について、重近啓樹氏は宣帝期の社会状況として、地方出身者が中央官庁に抜擢されたと説明されている^{〔四〕}。これらの諸事情を加味して考察を加えると、皇帝権力が弱かった宣帝は、既得権益を有する中央政府の官僚達ではなく、地方出身の官僚達に信をおいたと考えられる。彼らは生前、宣帝の期待に応え、優秀な治績を残した人々であり、宣帝との関係が特別に深かった官僚だったのであろう。

このように、在職中に死去した官僚に金銭を下賜する賻制は、両漢期を通じて行なわれたが、宣帝期以降から従来の葬儀代だけではなく、祖先祭祀代も加えられたと考えられる。

⑥療養休暇と病氣見舞い

現代、被雇用者が何らかの病氣や事故で入院や自宅療養を余儀なくされた場合、官公庁や企業の多くが給付金や療養中の給料を保障し、そのうえ回復後の再雇用を認めるなど、社会保障制度が充実している。

漢代の官僚もまた、現代のような整った社会保障制度ではないが、身

分の貴賤に関係なく一定期間の特別休暇が認められており、この療養期間に治癒しなければ、「病免官」や「以病免」の語句が見られるように、病氣を理由として罷免されることもあったようだ。

この漢代の官僚の病免制について、大庭氏は『漢書』谷永伝や嚴延年伝の「病滿三月免」という条文に着目され、「漢の官吏は、病氣になつて滿三箇月缺勤した場合は、免官された」と^{〔五〕}、また『風俗通義』過誉篇の「漢典に、吏病して百日、免に應ず」や、『後漢書』蔡邕伝の注に『漢書音義』の「吏、病して百日に滿ちるは當に免ずるなり」などを引用されて説明されていることから、官吏が病免されるのは九十日から百日前後であったようだ。

このように、漢代の官僚は身分の貴賤を問わず百日前後の療養休暇が認められており、休暇中に治癒しない場合は罷免されていた。だが、既述したように官僚は退職時に黄金や銅銭が下賜されており、罷免されたとしても生活苦に直結したとは考えられない。しかし、官職の喪失は収入源の剥奪以上に特権剥奪のほうが非常に重要な問題であり、官僚にしてみれば人生を左右する問題であったろう。

しかるに、三公九卿のような高位官僚には、病氣療養以外にも恩典が与えられていたようだ。谷永伝には「病むこと三月、有司奏して免を請う。故事、公卿病めば輒ち賜告す。永、獨り即時免ぜられるに至る」とある。すなわち、病氣になった大司農の谷永は、規則通り三箇月の休暇が与えられた。しかし、何らかの理由で完治しなかったため、九卿に列する谷永には賜告（特別休暇）を賜る権利を有していたが、成帝は谷永の賜告を許可せず、罷免したのである。この事例から、高位官僚には三ヶ月の療養休暇とは別に特別休暇が与えられていたことが理解できる。

そして今一つ、高位官僚には療養休暇以外にも、皇帝から特別な恩

典として、病氣見舞品が下賜されている。『漢書』では計六件（文一件、武一件、成三件、哀一件）の事例が確認でき、内訳は諸侯王へ一件、丞相へ四件、師傅へ一件である。本項では、同じ官職で、事例の比較がしやすい丞相四人に下賜した物品について検討してみたい。

丞相への病氣見舞品が下賜された事例の初見は、武帝元狩元年十一月に公孫弘へ牛・酒・雜帛が下賜されたときである。次に見舞品が下賜されたのは成帝期まで時代が下り、匡衡には養牛と上尊酒を、翟方進には養牛一頭と上尊酒十石^{（七六）}を、そして哀帝は平当に養牛一頭と上尊酒十石を下賜している。これらの事例から、武帝期と成帝期以降では二つの異なる点があることに気がつく。一点目は、見舞品から帛が抜けて牛と酒に限定されていることである。二点目は、見舞品が定数化していることである。そのうえで注意すべきは、成帝が見舞品を下賜したのは即位当初であることから、成帝即位前から見舞品が規定化されていたと考えるのが妥当であろう。

では、病氣見舞品の規定化は、いつごろ行なわれたのであろうか。『漢書』の条文からその時期を断定することはできないが、私は宣帝期に規定化が行なわれたと推測している。その理由として、宣帝期に行なわれた恤民政策から説明してみたい。

漢代に初めて牛と酒が下賜されたのは、文帝が即位した高后八年閏月である。なぜ、文帝が牛や酒を下賜したかは明記されていないが、その疑問を解く鍵として王巍氏の論文^{（七七）}を参考してみたい。氏によると「肉類は神靈に捧げる主要な供物」で、「原始的な採集・狩猟経済において、肉は命がけて獲得する貴重な食物」であり、「豚、羊、牛の中心では牛が重んじられ、天子の祭祀では必ず牛を供物とするか、牛、豚、羊を一緒に捧げ」とある。また、酒は「醸造に大量の穀物を要するため、

古代では非常に貴重なもの」と説明されており、中国の古代社会では牛や酒が珍重されていた。この中国古代の祭祀思想に依拠して、文帝が牛や酒を下賜したと推測しても大過なからう。

このように、中国伝統の祭祀思想に依拠して始められた下賜政策は、文帝以後も継承されており、両漢期を通じて行なわれている。ここで特筆すべきは、武帝期に行なわれた下賜政策（百戸ごとに牛一頭、酒十石）が、成・哀帝期の丞相への賜物品と同等数なことである。このことから、武帝期に賜物品が規定化されたとも考えられよう。だが、『漢書』の賜物政策を詳細に検討すると、宣帝期を境に牛や酒の下賜政策には大きな違いが見られる。私は以前、宣帝期から成帝期にかけて施行された下賜政策は帛・牛・酒が一つの組み合わせとして下賜されており、他の皇帝期に施行された下賜政策とは異なっていることを指摘した^{（七八）}。そのうえ、退職金の下賜制度も宣帝期に始まった制度であることを加味すれば、宣帝期に見舞品の規定化が行なわれたと結論づけても、論の飛躍ではなからう。

⑦ 関内侯の賜爵と金銭・食邑の下賜

秦朝が始めた二十等爵制は、漢朝も踏襲して使用しているが、秦代と漢代では制度的に若干の違いが見られる。

本来、関内侯は京畿に居住し、食邑が与えられることはなかった。だが、平帝元始元年正月に平帝を擁立した論功行賞で太僕王惲ら三十二人、翌元始二年四月には故の曲周侯酈商らの玄孫酈明友ら一一三人など、大量に関内侯が賜爵された事例を除き、『漢書』で確認できる事例は三十四件計四十二人（高一一人、武十二人、宣十三人、元五人、成六人、哀五人）である。そのうち二十四人（高一一人、武七人、宣三人、元四人、成五人、哀四人）と、実に半数以上の事例で食邑が下賜されているのだ。

したがって、前漢期では関内侯が賜爵される場合、食邑が一緒に下賜されるのが通例になっていたと考えられる。

だが、不思議なことに、武帝期には七人に関内侯と食邑が下賜されているが、一度も注が付されていないのに対し、宣帝擁立の論功行賞で蘇武と劉徳に食邑を下賜した事例では、張晏が「舊関内侯は邑無きなり。蘇武は節を守りて國の外にあり、劉徳は宗室の俊彦を以て、故に特令にて邑を食ましむ」と注を付している。この張晏の注によると、関内侯に食邑は与えられないが、蘇武と劉徳に食邑を与えたのは特例であると論じているのである。では、なぜ宣帝以前の事例に誰も注を付さなかったのであろうか、疑問が生じてならない。

この関内侯賜爵においても、宣帝期に変更が加えられている。すなわち、宣帝期以降の事例では、食邑以外に黄金や中二千石の秩禄が加えられている事例が多く見られる。前漢期を通じて、食邑以外に黄金が下賜された者は十人（武二人、宣一人、元三人、成三人、哀一人）、うち食邑と黄金が同時に下賜された者は三人（元三人）、黄金と中二千石の秩禄が下賜された者は二人（宣一人、成一人）と、明らかに宣帝期を境に変化が見られる。

そして今一つ注意すべきは、関内侯の賜爵基準が変化していることである。武帝期は匈奴遠征などの軍功を嘉して賜爵されていたが、宣帝期以降は軍功にて賜爵されたのは元帝期の二人のみで、多くが行政優良者や皇后の一族（外戚）となっている。このことは、宣帝期が武帝期と同様に羌や匈奴への外征が活発化していた時代でありながら、軍功にて関内侯を賜爵された人物が一人も確認できないことは、明らかに関内侯を賜爵する基準が変化していることに気づかされる。

では、なぜに宣帝期以降は治政優良者や外戚が賜爵者の中心になった

のであろうか。この要因として、やはり宣帝の特殊性が関係していよう。皇帝権力が弱い宣帝は、既得権益を有する朝廷内の官僚とは別に、自身の権威と権力を高めるためには外戚や地方出身の官僚の協力をあおぐ必要があった。そのため、行政官僚として治政優良者に関内侯の恩典を賜爵することで、他の官僚達の目的意欲を引き出し、また中央官庁での既得権力を有しない地方出身者である彼らの権威を高める意図があったのであろう。そして最も重要なことは、彼らに特別な恩典を下賜することで、皇帝への絶対的な忠誠心を得る一つの方法として利用したのではなからうか。そのための制度変更であったと考えられる。

⑧ 棺銭

本項最後に、宣帝期に始められた制度を一つ紹介したい。

『漢書』には、恵帝二年正月に最初の地震が記載されて以降十四回の地震が記載されているが、うち宣帝本始四年四月の地震では四十九の郡国で多数の被災者が出ている。この地震の被災者に対し、宣帝は民生の安定に必要な律令の削除や租税の免除など、従来には見られなかった対応を行なっている。そのうえ、災害で死去した人々に棺銭を支給して、葬儀代を国家が補填している。

この政策は、現代に通じる画期的な社会政策であり、宣帝が民間出身であったからこそ成し得た政策であったと言える。

五. 金銭の下賜事例から見る宣帝期の社会状況

— 結びに代えて —

以上、先行研究では取り上げられることが少なかった皇帝から官僚への金銭下賜事例を検討した結果、制度の多くが文帝期に始まり、宣帝期に

改変され、後漢期になると祖法として継承されていく。そして、宣帝期に行なわれた改変は、官僚への恩典を増やすことを主目的としており、このことは宣帝期の皇帝権力と官僚権力の均衡状態の特異性に起因していることが理解できた。

宣帝の特異性は、中国史上際立っている。秦王政が皇帝号を呼称し始めてから宣統帝溥儀が退位するまでの約二二二二年間、小さい王朝を含めて五五七人の皇帝が数えられるが、王朝が興隆している最中に庶民から皇帝に即位したのは宣帝ただ一人である。したがって、庶民出身の宣帝は自身の権力や権威を高める必要があった。だが、急激な政治改革を行なえば、既得権益を有する官僚達の反発をかう危険性がある。思案の結果、宣帝は従来から行なわれてきた黄金や銅銭を官僚に下賜する政策を改変することで、彼らに特別な恩典を施して求心力を得ようとしたのである。すなわち、宣帝は漢朝の祖法を継承しながら、自身の立場と社会の現状に即した内容に制度を改変せざるを得なかったのであろう。

このように宣帝が行なった制度変更を考えたとき、宣帝期の社会状況の特質が見えてくる。先行研究でも指摘されているが、宣帝の権力基盤は弱かったため、霍光ら官僚の助力を得なければ国政運営が難しく、そのうえ官僚達は既得権益を有しており、皇帝と雖も彼らの既得権益に介入はできなかった。そのため、宣帝は既得権益の少ない下位官僚や地方出身者を中央官庁に抜擢し、彼らの助力を得ようとした。だが、表立っての行動は、霍光ら官僚達から反発される可能性もある。故に宣帝は新しい法律を作るのではなく、文帝以来の祖法を改変することで霍光らの反発を封じ、そのうえで下位官僚達に特別な恩典を与えることで、彼らの忠誠心を得ようとしたと考えられる。したがって、宣帝期に行なわれた金銭を下賜する政策への改変は、宣帝が皇帝としての権力基盤を確立

するため、下位官僚達の助力を得る政策であったと言える。そして、これらの政策変更は、宣帝の皇帝権力と権威を高めるソフト面的な政策であったと考えられる。

註

- (一) 加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並に帝室財政一斑」(『支那経済史考証』上巻、東洋文庫、一九五三年)
- (二) 佐伯富「漢代の賻贈について」(『史林』第六十二巻第五号、一九七九年九月)
- (三) 高村武幸「漢代官吏生活史の一断面―餞別からみた―」(『東方学』第百一輯、二〇〇一年一月)
- (四) 柿沼陽平『中国古代貨幣経済史研究』汲古叢書九十二(汲古書院、二〇一一年一月二十七日)
- (五) 半両銭の重量が約七・五g、榆莢銭は一・五g前後で、最小の物は〇・二g。
- (六) 『中国史籍解題辞典』によると、耕地面積や一日一人当たりの可耕面積などの具体的設問と答え・解法が示されており、社会経済に関する好材料が含まれている。
- (七) 平帝の事例では、黄金や銅銭または列侯への封建もなく、王憚(太僕)ら二十五人が関内侯の爵位を賜っているだけである。
- (八) 周勃(太尉)が五千金・食邑一万戸、陳平(丞相)と灌嬰(大將軍)が二千金・食邑三千戸、劉章(朱虚侯・紀通(襄平侯)・劉興居(東牟侯)が一千金・食邑二千戸、劉揭(典客)は一千金・食邑一千戸。うち、劉興居だけが列伝に記されている。
- (九) 霍光(大司馬大將軍)に七千金・六千万銭・雜繒三万匹と食邑

一万七千戸、他に奴婢一七〇人、馬に二千匹、第一等の邸宅一区が賞賜されている。また、蔡義（丞相）には二百金・食邑が増されている。他に食邑を増された者十人、列侯に封じられた者五人、関内侯を賜爵された者八人となっている。食邑の下賜戸数が判明しているのは、張安世に一万六百戸、杜延年に二千三百戸、王譚に三百戸、楊忠に三千五百戸、夏侯勝に一千戸、合計二万四千七百戸。

(十) 好並隆司「霍光と昌邑王の擁立、廢位をめぐる問題」(『前漢政治史研究』研文出版、二〇〇四年九月二十五日)

(十一) 大庭脩「漢代官吏の勤務と休暇」(『秦漢法制史の研究』創文社、二〇〇一年九月十日第三刷発行) (初出「漢代官吏の勤務規定―休暇を中心として」『聖心女子大学論叢』四、一九五四年三月)

(十二) なかには同じ左將軍であった史丹と彭宣の退職金は六十金と定額であった事例も見られる。

(十三) 既掲註十一参照。

(十四) 重近啓樹「前漢の国家と地方政治―宣帝期を中心として―」(『駿台史学』四十四号、一九七八年七月)

(十五) 既掲註十一参照。

(十六) 「養牛」とは特別に飼育された牛。「上尊酒」とは、『漢書』平当伝の如淳や顔師古の注からして、当時における最高級の酒であったと推測できる。

(十七) 王巍「中国古代の祭祀」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅱ―二、二〇一一年)

(十八) 拙論「宣帝期の政治史―先行研究より―」(『ゆけむり史学』十号、二〇一六年三月)